

広島市産業廃棄物処理実態調査 よくある御質問

目次

Q 1. 何のために行う調査か？	p.2
Q 2. なぜ調査対象者に選ばれたのか？	p.2
Q 3. 調査結果は公表するのか？	p.2
Q 4. 提出期限に間に合いそうにないが、どうすればよいのか？	p.2
Q 5. 廃業、休業、府外移転等により事業を行っていない場合、どうすればよいのか？	p.2
Q 6. 調査票が重複して送られてきたが、どうすればよいのか？	p.2
Q 7. 市内に複数の事業所があるが、1つの事業所だけに調査票が届いた。他の事業所の廃棄物も併せて記入するのか？	p.3
Q 8. 旧住所や旧社名で届いたのだが、どうすればよいのか？	p.3
Q 9. 令和5年度に産業廃棄物は発生しなかったが、その場合も回答が必要か？	p.3
Q10. 同一敷地内にある複数の事業所でまとめて廃棄物を処理しており、事業所ごとの廃棄物の状態がわからない場合どうすればよいのか？	p.3
Q11. 売却したもの（廃棄物ではないもの）についても回答する必要があるか？	p.3
Q12. 廃棄物の量をトン(t)やキログラム(kg)などで把握していない場合、どうすればよいのか？	p.3
Q13. 年間発生量や委託先などがよくわからないのだが、どうすればよいのか？	p.3
Q14. 自社で焼却や脱水をしており、処理後の量しかわからないが、どうすればよいのか？	p.3
Q15. 産業廃棄物を自社で保管している場合、どのように記入すればよいのか？	p.4
Q16. 会社で集計している年度と合わず、集計ができない場合、どうすればよいのか？	p.4
Q17. 製造品出荷額等は全社での集計しかなく、事業所ごとの金額がわからない場合、どうすればよいのか？	p.4
Q18. 産業廃棄物の処理を一体的に行っている複数の事業所あてに、それぞれ調査票が届いたが、それぞれで回答する必要があるのか？（例：工場と隣接する総務部、病院と併設するデイケア）	p.4
Q19. 複数の資源化をしている場合はどのように記載すればよいのか？	p.4

Q 1. 何のために行う調査か？
A 1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都道府県廃棄物処理計画を策定するための調査です。 産業廃棄物の発生量や最終処分量の現状を把握と、将来の予測を行います。調査結果は、廃棄物処理計画策定の基礎資料となります。

Q 2. なぜ調査対象者に選ばれたのか？
A 2. 送付先は、総務省統計局による令和 5 年事業所母集団データベースから抽出した事業所及び多量排出事業者を対象としております。

Q 3. 調査結果は公表するのか？
A 3. 調査結果は、すべて統計的に処理した上で、公表します。したがって、御回答いただいた個々の事業所のデータが公表されることはありません。また、データは厳重に管理し、調査の目的以外には使用することはありません。

Q 4. 提出期限に間に合いそうにないが、どうすればよいのか？
A 4. 期限が過ぎていても回答を送付してください。

Q 5. 廃業、休業、府外移転等により事業を行っていない場合、どうすればよいのか？
A 5. 令和 5 年度に事業を行っていれば、その事業所での実績を御回答ください。 令和 5 年度に事業を行っていなければ、余白部分に廃業、移転等と記載し送付してください。

Q 6. 調査票が重複して送られてきたが、どうすればよいのか？
A 6. 調査票の対象業種が同じであるか、違っているかにより対応が異なります。 ①調査票の形式が同じだった場合 いずれかの調査票に記入してください。 ②調査票の形式が異なる場合 事業内容ごとに該当する業種の調査票に記入してください。 例えば、建設業と製造業を営んでいる場合、自社の建設工事に伴う廃棄物の状況は建設業の調査票に記入し、製造工程に伴う廃棄物の状況は建設業、上水道業、下水道業以外の調査票に記入してください。

Q 7. 市内に複数の事業所があるが、1つの事業所だけに調査票が届いた。他の事業所の廃棄物も併せて記入するのか？
A 7. 調査票が届いた事業所で発生した産業廃棄物についてのみ記入してください。

Q 8. 旧住所や旧社名で届いたのだが、どうすればよいか？
A 8. 調査票の余白部分に「住所変更」や「社名変更」と記入し、新社名や新住所を記入した上で、廃棄物に関する内容を記入し送付してください。

Q 9. 令和5年度に産業廃棄物は発生しなかったが、その場合も回答が必要か？
A 9. 「産業廃棄物処理実態調査票【その1】」のみを記入し送付してください。統計処理上、貴重な資料となり、より解析精度が向上します。

Q10. 同一敷地内にある複数の事業所でまとめて廃棄物を処理しており、事業所ごとの廃棄物の状態がわからない場合どうすればよいか？
A10. 同一敷地内全ての事業所の合計数で回答を作成してください。

Q11. 売却したもの（廃棄物ではないもの）についても回答する必要があるか？
A11. 売却したものについても、御回答ください。本調査は、令和5年度に発生した産業廃棄物及び有償・無償引渡物を対象としています。

Q12. 廃棄物の量をトン(t)やキログラム(kg)などで把握していない場合、どうすればよいか？
A12. 把握している単位での量で結構ですが、その際は必ず単位を記入してください。

Q13. 年間発生量や委託先などがよくわからないのだが、どうすればよいか？
A13. 廃棄物の処理を委託している場合は、マニフェスト伝票を参考に記入してください。不要物を売却した場合などは、何tトラック何台分、ドラム缶何個分、月平均何kgなどといったように推計して記入してください。

Q14. 自社で焼却や脱水をしており、処理後の量しかわからないが、どうすればよいか？
A14. 焼却処理の場合、処理前の量については概算で記入してください。脱水処理の場合は脱水機の計算式に従って計算してください。含水率が不明の場合は処理後量のみの記入で構いません。

Q15. 産業廃棄物を自社で保管している場合、どのように記入すればよいか？
A15. 令和5年度に発生した産業廃棄物については、令和7年3月31日時点で保管中であっても、処分先が確定している場合は、処理したものとして回答してください。処分先が確定していない場合は、「産業廃棄物処理実態調査票【その2】」の⑦でZ1（自社で保管している）を選択してください。 ただし、令和5年3月31日以前から保管しているものについては、回答不要です。

Q16. 会社で集計している年度と合わず、集計ができない場合、どうすればよいか？
A16. 決算などから、調査年度と集計している時期が合わない場合は、直近の時期で記入してください。

Q17. 製造品出荷額等は全社での集計しかなく、事業所ごとの金額がわからない場合、どうすればよいか？
A17. 全社の従業員数に対する事業所の従業員数の割合で推計した製造品出荷額等を記入してください。

Q18. 産業廃棄物の処理を一体的に行っている複数の事業所あてに、それぞれ調査票が届いたが、それぞれで回答する必要があるのか？（例：工場と隣接する総務部、病院と併設するデイケア）
A18. 代表となる事業所の調査票に廃棄物処理の実績とともに、欄外に「その他の事業所の実績を含む」旨を記載してください。他の事業所の調査票には、表面の事業の概要、事業所の概要等のみを記載して、裏面は白紙の提出で構いません。

Q19. 複数の資源化をしている場合はどのように記載すればよいか？
A19. ⑪資源化用途の欄に、該当する資源化用途コードを全て列記してください。（それぞれの割合を把握していれば、欄外に記載をお願いします。）